平成２２年（フ）第７２０号
宮城県多賀城市伝上山３丁目27番18―507号
債務者　佐々木宣子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７４６号
仙台市青葉区折立４丁目10番20号
債務者　高橋　弘美
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７５７号
仙台市青葉区高松１丁目９番11―203号
債務者　平安山正晴
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８０４号
宮城県黒川郡大郷町中村字旦原34番地　希望の丘団地７－２
債務者　千葉　広江
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
福島県二本松市郭内２丁目274―１　シティハイムＭＩＮＤＩ１階102号室、住民票上の住所福島県田村郡三春町大字実沢字楢梨68番地
債務者　佐久間島彦
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１４３号
福島県伊達郡国見町大字藤田字南21番地６、住民票上の住所福島県伊達郡国見町大字山崎字滝山８番地１　町住―104号
債務者　安彦　勇吉
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１５４号
福島市五老内町９番21号
債務者　遠藤　　悟
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２４号
福島県相馬郡新地町大字福田字明地123番地の１、住民票上の住所福島県相馬市中村字塚田74番地の２
債務者　横山　廣子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第９２号
茨城県高萩市高萩278番地
債務者　八巻　靖子（旧姓佐々木・金澤）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１０５号
茨城県北茨城市磯原町磯原1919番地の140ハイツ雅102号
債務者　津江　則夫
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１１０号
茨城県日立市金沢町７丁目24番２号
債務者　成田　浩二
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１１７号
茨城県古河市南間中橋５番地151、前住所茨城県古河市尾崎2704番地６
債務者　片田　茂伸
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１１８号
茨城県筑西市海老ヶ島756番地１
債務者　相澤久美子（旧姓石塚）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１３１号
茨城県常総市水海道山田町4749番地
債務者　直井　広志
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１３２号
茨城県筑西市関本下2344番地１　ラウンドハウスＡ―102、前住所茨城県古河市尾崎3615番地64
債務者　羽鳥　　均
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１３３号
茨城県古河市上大野1602番地３、前住所茨城県古河市上辺見1115番地８
債務者　福島　浩美
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１３７号
茨城県結城市大字上山川2734番地１
債務者　中山　節子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部